

「学生の就職・採用活動時期の変更に関する担当者説明会」

**就職・採用活動時期の後ろ倒し
と**

「大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について(申合せ)」

**平成25年12月19日
就職問題懇談会 座長
濱口 道成**

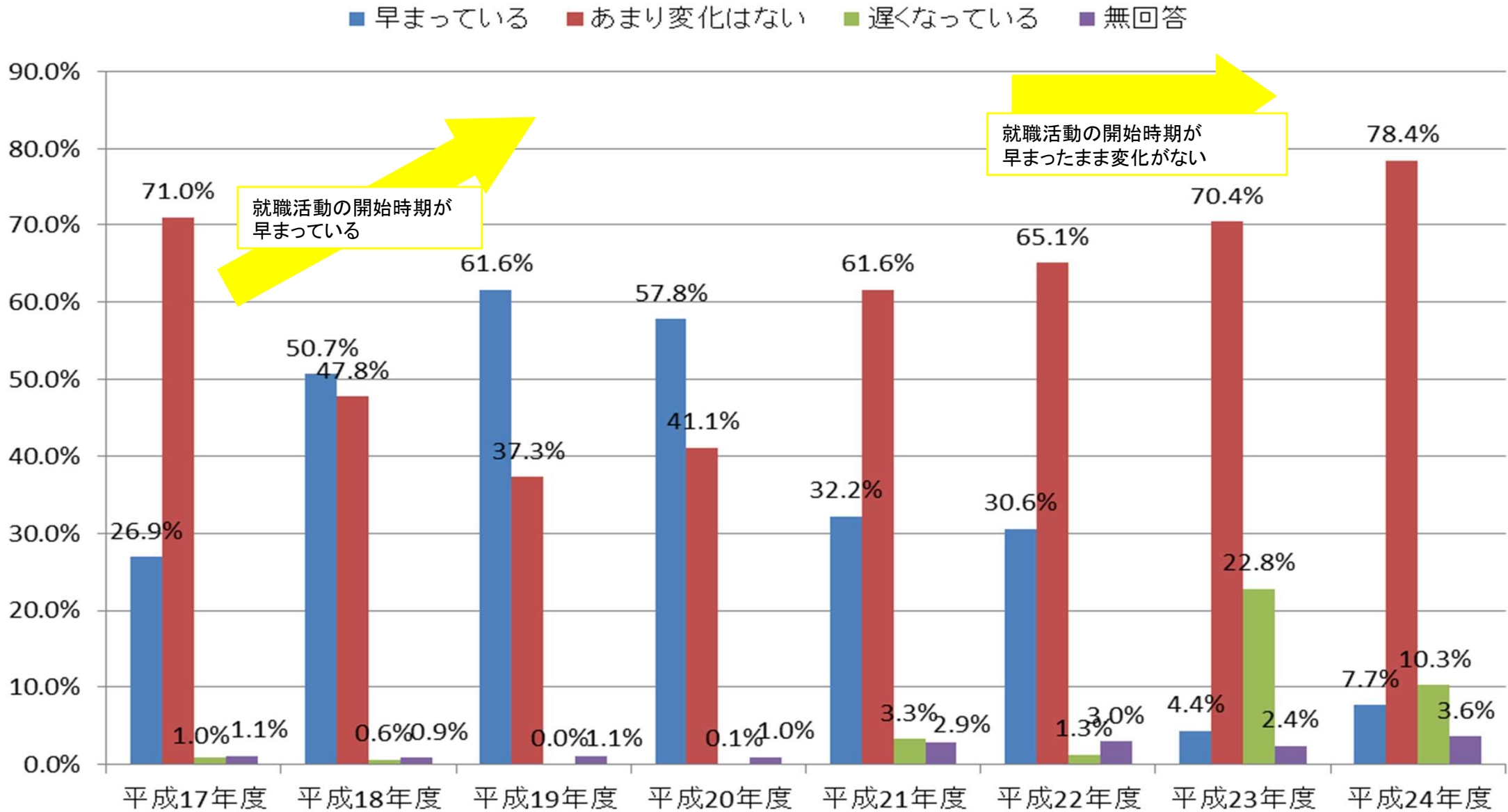
はじめに

- I. 学生の就職・採用活動の現状
- II. これまでの経緯について
- III. 就職・採用活動開始時期の後ろ倒しについて
- IV. おわりに

I . 学生の就職・採用活動の現状

学生の就職・採用活動の現状①

- 各大学等の就職担当者によれば、平成17年から平成20年まで、前年に比して就職活動の開始時期が「早まった」と回答する割合が多く、平成21年度以降は「変化がない」との回答割合が増加。
- 就職活動の開始時期が早まった状態が維持されている状況。

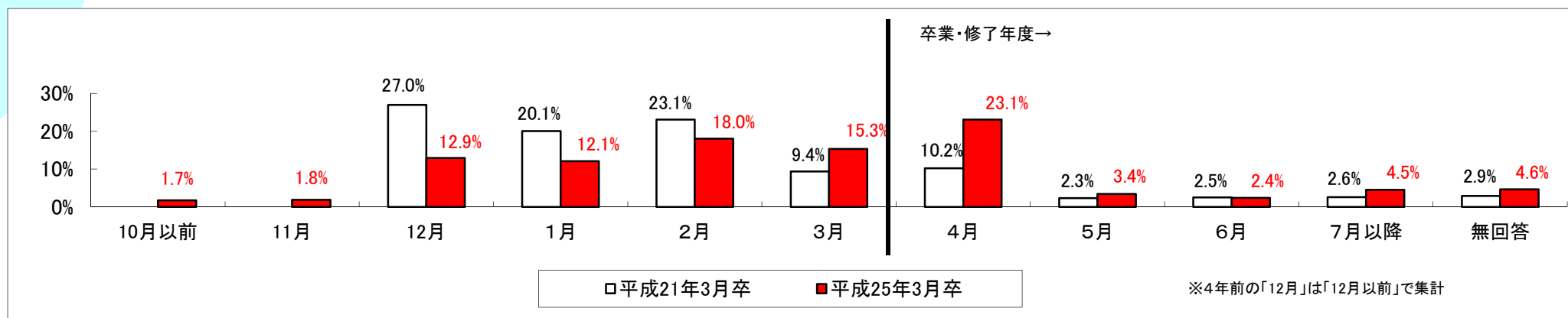


(資料出所) 就職問題懇談会「学生の就職・採用活動に関する調査」結果より

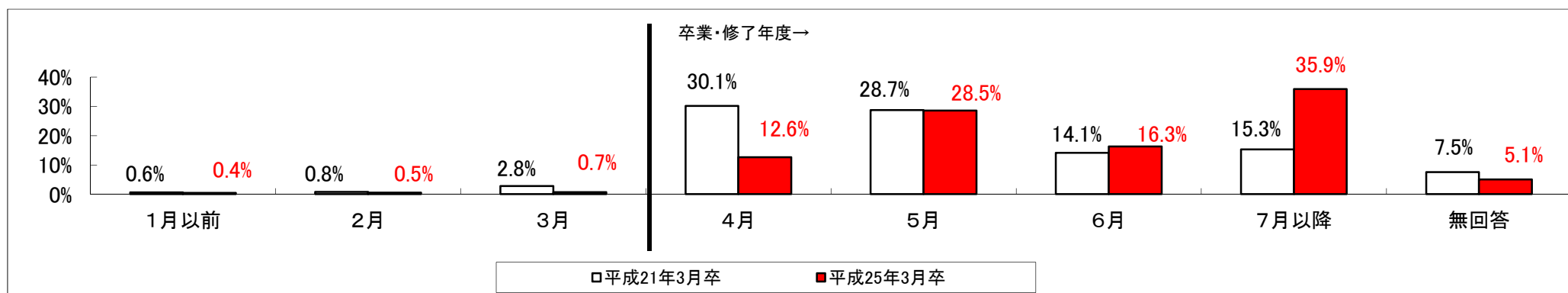
学生の就職・採用活動の現状②

- 就職活動の開始時期は、4年前は「12月以前」が**27.0%**と高かったが、平成24年度は4月以降が**33.4%**と最も多い。
- 内々定が集中している時期は、**3年前は4月がピーク**であったのに対し、**平成24年度は7月以降がピーク**。
- したがって、就活の開始については、遅くなっており、それに合わせ内々定の集中している時期も遅くなっているため、**早期化・長期化の傾向は改善の兆しを見せはじめている**。ただし、3年次の冬に就職活動が集中する傾向はかわりない。

●就職活動の開始時期

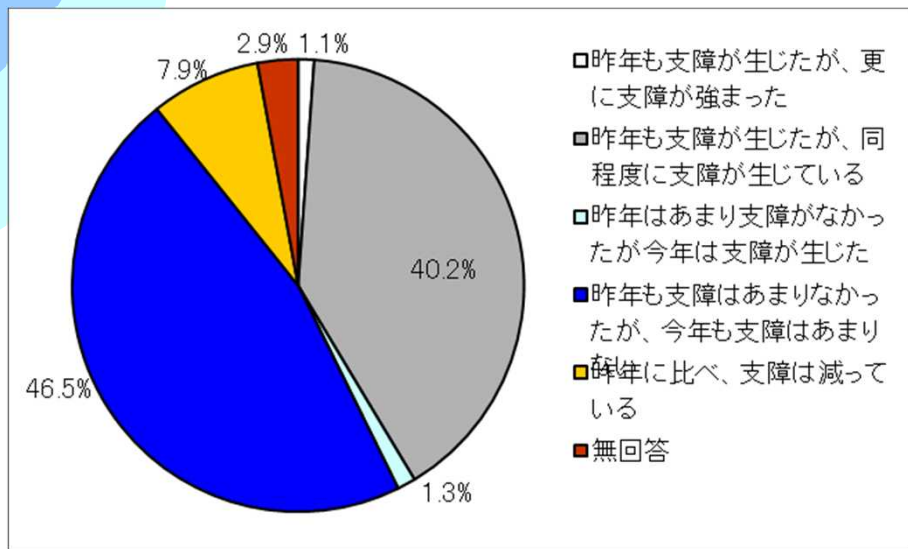


●内々定が集中している時期

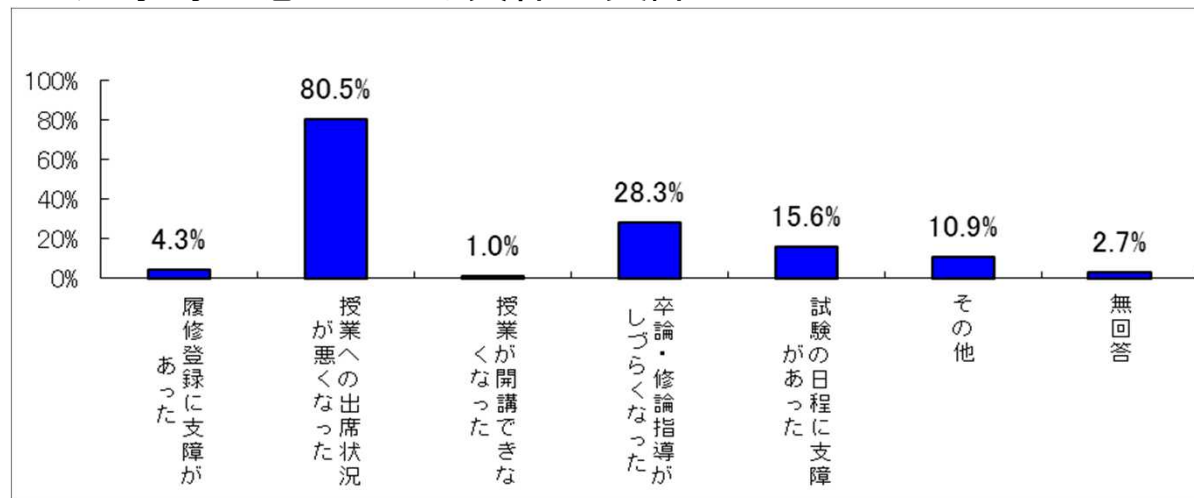


学生の就職・採用活動の現状③

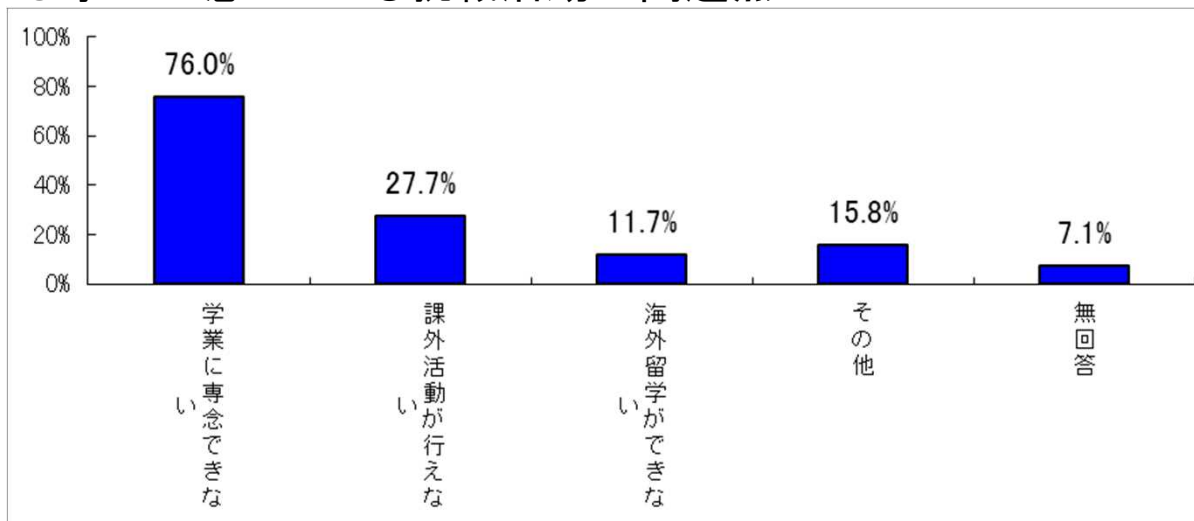
- 就職・採用活動の早期化・長期化により、学事日程に支障が生じており、「支障が生じている」と回答した大学は、全体の**42.6%**となっている。
- 具体的には、大学等からの視点では「授業への出席が悪くなった」が**80.5%**、学生からの視点では「学業に専念できない」が**76.0%**となっている。



●大学等が感じている具体の支障



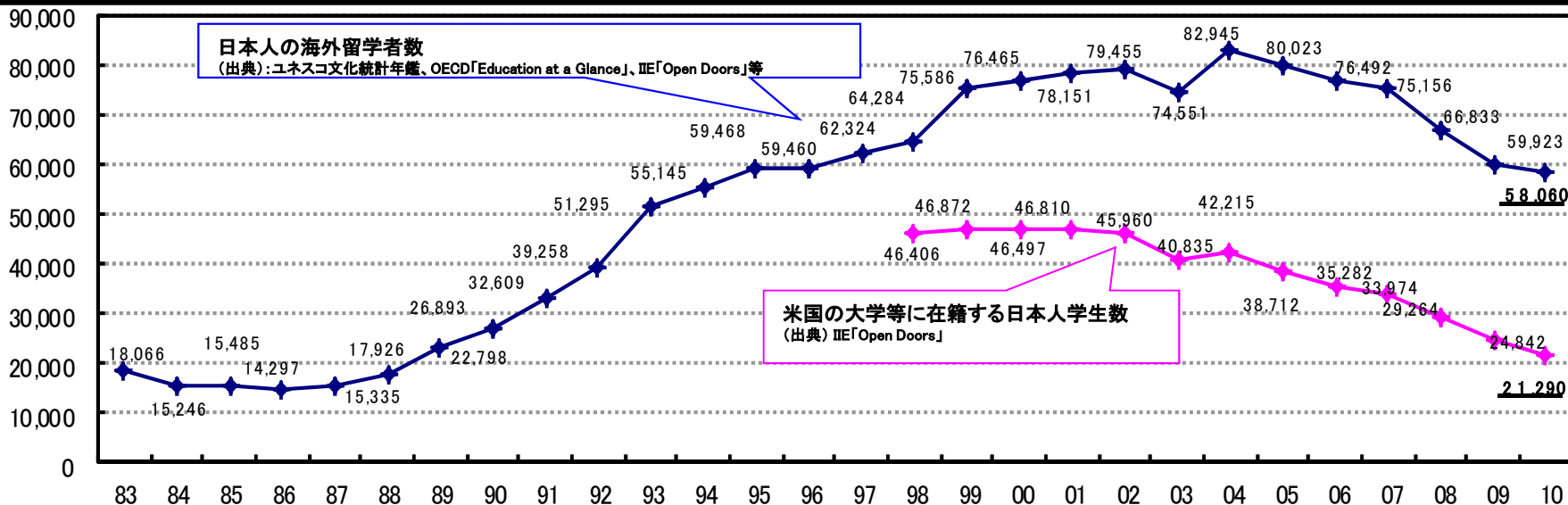
●学生が感じている就職活動の問題点



日本人の海外留学と就職との関係

- 海外の高等教育機関に留学する日本人数は2004年をピークに近年急激に減少しており、海外留学の阻害要因を除去することが必要。
- 特に、米国へ留学する日本人学生数が減少。近年は、日本人学生の留学先が多様化。

推移



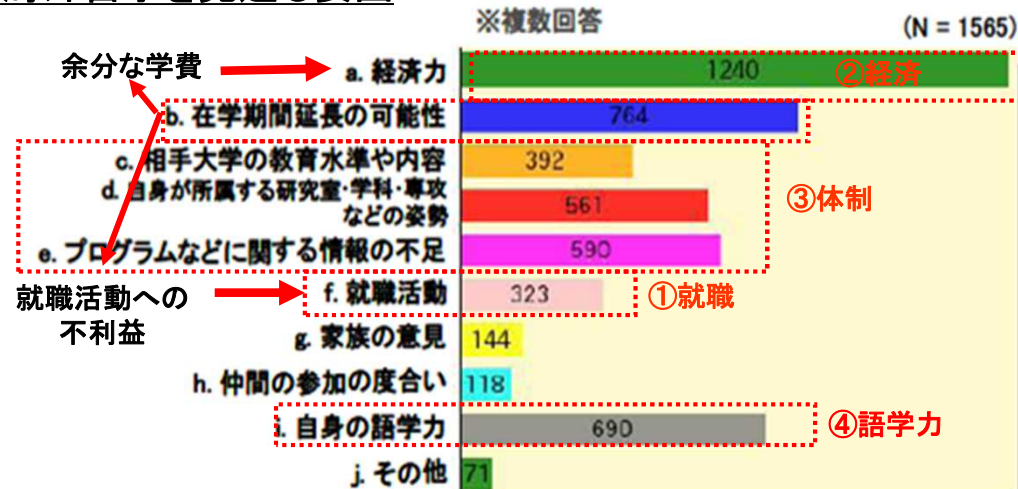
- 日本人学生の留学に関する主な障害として、①就職、②経済、③大学の体制、④語学力に関することが挙げられている。

○留学に関する主な障害

障害	件数	割合	
①就職 → 帰国後、留年する可能性が大きい	59	67.8%	
②経済 → 経済的問題で断念する人が多い	42	48.3%	
③体制 →	帰国後の単位認定が困難	32	36.8%
	助言教職員の不足	23	26.4%
	大学全体としてのバックアップ体制が不備	21	24.1%
	先方の受け入れ大学の情報が少ない	9	10.3%
	両親、家族の理解が得られない	7	8.0%
指導教員の理解が得られない	3	3.4%	
その他	27	31.0%	

※国立大学協会国際交流委員会留学制度の改善に関するワーキング・グループが、各国立大学に対して留学制度の改善に関するアンケートを実施。
 ※本調査項目には87大学が回答。
 ※平成19年1月

○海外留学を見送る要因



※「東京大学国際化白書」(2009年3月・東京大学)より

Ⅱ. これまでの経緯について

「就職協定」の廃止から現在までの経緯

1. 「就職協定」については、大学側は、その存続を希望していたが、平成8年12月、企業側(日経連(当時))から、就職協定と実態との乖離、通年採用やインターネットの利用など新たな採用動向の拡大、規制緩和などを理由に、協定の存続を含めた見直しが提案された。
2. これを受け、大学側と企業側が3回にわたり協議を行った結果、最終的に平成10年3月卒業者を対象とする協定は締結せず、これに代わって大学側は「申合せ」を行い、企業側は「倫理憲章」を定め、今後双方がその相互尊重に努めるという新たなルールのもとに就職・採用活動が行われることとなった。
3. また、実態として広報活動が卒業前年次10月より行われ、就職活動が過熱化したため、後ろ倒しすべく、大学側と企業側が相談し、平成25年3月卒業の学生については、広報活動の開始を2ヶ月遅らせることとした。

昭和29年3月卒業者～平成9年3月卒業者...就職協定(※紳士協定)

【平成9年3月卒業者】

- 採用選考開始日...卒業年次の8月1日前後(※1)
 - 採用選考内定日...卒業年次の10月1日
- (※1) 実態は開始日以前から採用選考活動が行われ、協定の形骸化

平成10年3月卒業者～平成24年3月卒業者...「申合せ」「倫理憲章」の相互尊重(注)

【平成24年3月卒業者】

- ・申合せ ○学校推薦...卒業年次の7月1日以降
 - 正式内定日...卒業年次の10月1日以降
 - ・倫理憲章 ○広報活動開始日...明記なし(※2)
 - 正式内定日...卒業年次の10月1日以降
- (※2) 慣例的に、就職情報サイト等への登録が卒業前年次10月1日より開始

平成25年3月卒業者以降...「倫理憲章」の大幅改正

- ・倫理憲章 ○広報活動開始日...卒業前年次の12月1日以降(※3)
 - 採用選考開始日...卒業年次の4月1日以降(※4)
 - 正式内定日...卒業年次の10月1日以降
- (※3) 就職情報サイト等への登録が卒業前年次12月1日に後ろ倒し
企業説明会、エントリーシート登録等の開始→学生にとっては、この時点が実質的な就職活動の開始時期
- (※4) 採用面接等の実質的な選考の開始

各団体の方針に対する大学等関係団体の意見

【社団法人国立大学協会】

- 日本経済団体連合会表明「新卒者の採用選考活動の在り方について」を受けて
(2011年2月3日)
 - ・経団連の表明の広報活動時期が12月1日では、学業に支障が生じることも考えられ、更なる改善を期待

【日本私立大学団体連合会】

- 学生の就職・採用活動の早期化・長期化の改善に向けた日本経済団体連合会の取り組み（「倫理憲章」の見直し）について(2011年1月31日)
 - ・広報活動：卒業・修了学年に入る前の3月1日以降（後期試験終了後）
 - ・採用選考活動：卒業・修了学年の8月1日以降（夏期休暇期間）

【公立大学協会】

- 学生の就職・採用活動の早期化・長期化改善への取組みについて(2011年2月2日)
 - ・広報活動：卒業・修了学年に入る前の3月1日以降（後期試験終了後）
 - ・採用選考活動：卒業・修了学年の8月1日以降（夏期休暇期間）

経済界に対する就職問題懇談会の要請

- (一社)日本経済団体連合会が2014年度対象の「倫理憲章」について、現行の「倫理憲章」の見直しを行わないことを表明。いまだ、大学等の学事日程や学生の就職活動における問題点などに対し十分な配慮がなされていないことから、大学等関係団体で構成される「就職問題懇談会」より、経団連等主要経済団体に対し、就職・採用活動に関する要請を実施

大学等卒業・修了予定者の就職活動の秩序を維持し、正常な学校教育と学生の学修環境を十分に確保することが重要であることから、

① 選考活動

「採用選考活動」の開始時期は、**少なくとも卒業・修了前年度の学業成績を適切に評価できる時期に実施**。ただし、望ましい就職活動の時期は夏季休暇。

② 広報活動

「採用広報活動」の開始時期は、**卒業・修了前年度の3月以降**。また、「採用広報活動」を実施する際は、採用選考に繋がるものでないことを明示。

※ 趣旨が曖昧となっている「選考活動」「広報活動」の明確な区分

③ キャリア教育等

大学等がキャリア教育等を行う際に必要な**一般的な企業情報やインターンシップ**は、「採用広報活動」と分離し、**開始時期の制約は無し**。引き続き企業側へ協力を要請。

④ 一層の改善

就職・採用活動の一層の改善に向けて議論することについて協力を要請

(参考) 就職関係会議の体制図

大学側

大学等関係団体就職問題協議会

就職問題懇談会

〔 大学側の「申合せ」、「要請」
について協議及び決定 〕

就職問題検討委員会

〔 連絡協議及び「申合せ」
「倫理憲章」の合意 〕

就職採用情報交換連絡会議

※ 大学等卒業予定者の就職・採用活動
について大学等関係団体と企業側団体
で情報交換・協議を行う。

企業側

(一社)日本経済団体連合会

雇用委員会

〔 企業側の「倫理憲章」につ
いて協議及び決定 〕

雇用政策部会

Ⅲ. 就職・採用活動開始時期の 後ろ倒しについて

学生の就職・採用活動時期の変更について

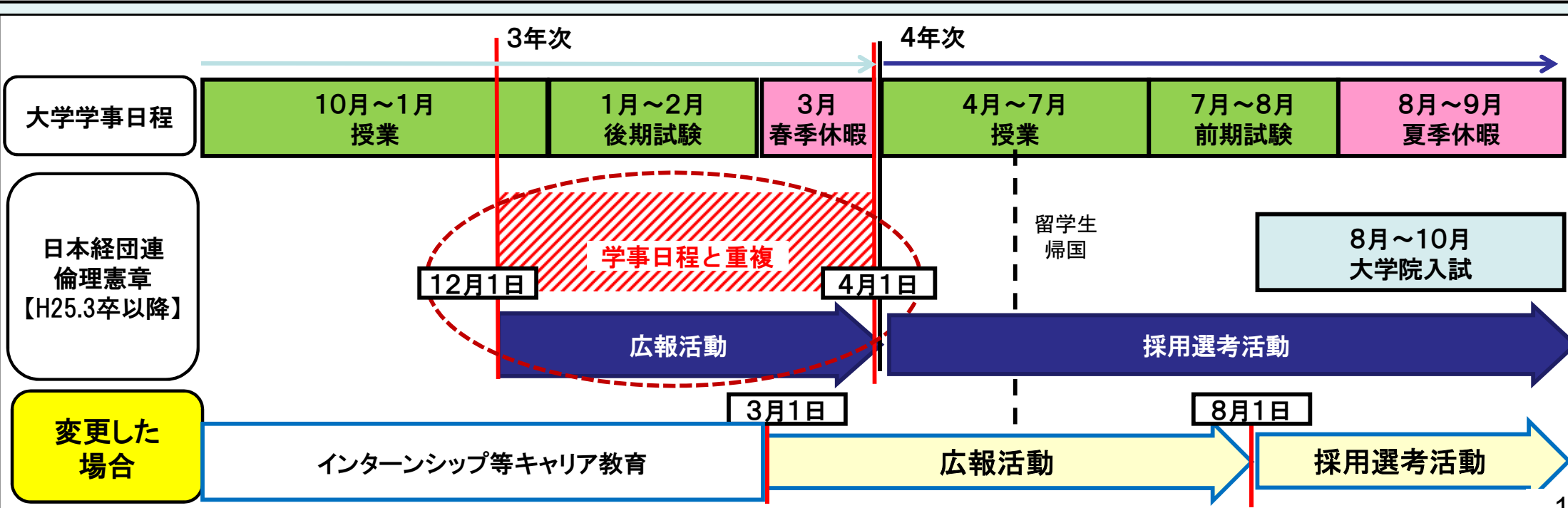
現在の就職活動時期をめぐっては、以下の問題が顕在化

- 倫理憲章の改訂(H23.3)により広報活動開始が3年次10月から12月となったものの、依然として、**大学の授業・試験期間と重複**。
- 学生の成長が最も期待される**3年次の教育に支障**。
- 学生は、**3年次後期の留学をあきらめざるを得ない**状況。

→ このため、就職活動の時期を変更

あわせて、政府・経済界・教育界が一体となって以下の課題に取り組むこととする

- ① 大学においても社会の求める人材を育成するための取組を強力に推進。
- ② 中小企業の魅力発信を強化するなど一層の対策を実施。
- ③ ミスマッチ解消のため、インターンシップに参加する大学生の数の目標設定を行った上で、早期のインターンシップ・キャリア形成支援などを実施。



経済界との意見交換会（平成25年4月19日（金）） における安倍内閣総理大臣要請事項

若者の就職環境に関して

- 文科大臣には、大学等の関係団体に大学改革の実行を要請するよう指示したが、経済界においても、現在の2年生（平成27年度卒業・修了予定者）の就職活動から、広報活動の開始時期を3年生の3月に、採用選考活動の時期を4年生の8月に後ろ倒しをお願いしたい。
- 政府としては、キャリア教育やインターンシップへの支援を強化するとともに、中小企業の魅力を学生に発信する取り組みにも力を入れたい。

下村文部科学大臣と大学等関係団体との意見交換 (平成25年4月22日(月))における大臣要請事項

○ 先週19日(金)、安倍総理より、経済3団体(日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所)に対し、学生の就職活動時期について、現在の大学2年生(平成27年度卒業・修了予定者)から、広報活動の開始時期を3年生の3月(4年生になる直前の春休み)に、また、採用選考活動の開始時期を4年生の8月に後ろ倒しをお願いし、前向きに協力するとの回答をいただいた。

○ また、私には、大学等に対し、大学改革の実行を要請するよう指示があった。

○ 政府として、経済界に要請を行ったからには、大学等においては、時間を十分に活用して、国民や社会の期待に応える人材を育成することが求められる。

具体的には、

- ①大学等が主体的に大学改革を実行し、大学教育の質的転換を図ること、**
 - ②インターンシップをはじめとした、初年次からのキャリア教育・職業教育の充実、**
 - ③地域産業界からのニーズを踏まえたカリキュラムの策定**
 - ④学生の海外留学の促進とそのための体制整備**
- などに早急に取り組んでいただきたい。**

○ 併せて、今回の就職活動時期の見直しにより、(就職活動期間が短縮されることになるため、)学生に不安と混乱が生じないよう、きめ細かく丁寧な対応を行っていただきたい。

採用選考に関する指針

(平成25年9月13日一般社団法人日本経済団体連合会)

1. 公平・公正な採用の徹底

公平・公正で透明な採用の徹底に努め、男女雇用機会均等法や雇用対策法に沿った採用選考活動を行い、学生の自由な就職活動を妨げる行為(正式内定日前の誓約書要求など)は一切しない。また、大学所在地による不利が生じないように留意する。

2. 正常な学校教育と学習環境の確保

在学全期間を通して知性、能力と人格を磨き、社会に貢献できる人材を育成、輩出する高等教育の趣旨を踏まえ、採用選考活動にあたっては、正常な学校教育と学習環境の確保に協力し、大学等の学事日程を尊重する。

3. 採用選考活動早期開始の自粛

学生が本分である学業に専念する十分な時間を確保するため、採用選考活動の早期開始を自粛する。

具体的には、政府が閣議決定(平成25年6月14日)した「日本再興戦略」において示されている開始時期より早期に行うことは厳に慎む。

- ・ 広報活動 卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降
- ・ 選考活動 卒業・修了年度の8月1日以降

なお、これらの開始時期に関する規定は、日本国内の大学・大学院等に在籍する学生を対象とするものとする。

4. 採用内定日の遵守

正式な内定日は、卒業・修了年度の10月1日以降とする。

5. 多様な採用選考機会の提供

未就職卒業者への対応を図るため、多様な採用選考機会の提供(通年採用等の実施)に努める。

大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ） （平成25年9月27日就職問題懇談会）概要

1. 就職・採用活動開始時期変更の円滑な実施について

(1) 初年次からのキャリア教育・職業教育の充実について

学生の職業観や勤労観を涵養し、個々人の個性や適性に応じた職業を学生自ら選択できる能力の育成や学修意欲を高めるため、初年次からのキャリア教育・職業教育の充実を図る。

(2) 「企業説明会」の取扱いについて

卒業・修了前年度3月1日より前は、学内及び学外で企業等が実施する「企業説明会」に対して会場提供や協力を行わない。卒業・修了前年度3月1日以降、「企業説明会」を大学等の協力の下に実施する場合は、参加の有無がその後の選考に影響しないことを学生に対して明示する。

(3) 学校推薦の取扱いについて

学校推薦は、原則として卒業・修了年度8月1日以降とする。

(4) 正式内定開始について

正式内定日は、卒業・修了年度10月1日以降である旨学生に徹底する。

(5) 就職関連情報の積極的な提供について

各大学等の学部・分野別の就職実績等や各大学等の職員採用についての採用方針や採用実績等の就職関連情報の積極的な提供に努める。

2. 就職・採用活動の公平・公正の確保について

(1) 学生の応募書類について

企業に対して、就職差別につながる恐れのある項目を含む「会社指定書類」《、「戸籍謄(抄)本」、「住民票」等の提出を求めないよう要請する。

(2) 男女雇用機会均等について

就職・採用活動は、男女雇用機会均等法及びその指針の趣旨に則って行われるべきであり、その旨を企業側に徹底するよう要請する。

3. その他の事項について

(1) 各大学等における職員採用の対応について

企業等への就職・採用活動のみならず、各大学等における職員採用においても、総理要請の趣旨に添った対応を行う。

(2) 学生の健康状態への配慮について

夏季に選考活動が開始することに鑑み、学生の健康状態に留意するとともに、企業等に対し、クールビズなど必要な配慮を行うよう求める。

(3) 「申合せ」の周知について

各大学等は、教職員や学生への周知徹底を図り、学生に不安と混乱が生じないよう適切に対応するとともに、企業等に対し、総理要請の趣旨を遵守するよう求める。 17

おわりに

- 学生の就職・採用活動の早期化・長期化の是正については、これまで、就職問題懇談会において、大学等関係団体の総意として、経済団体等に対し要請を実施。
- 我々大学等が本来の目的である学生に高い学力と豊かな人間性を身につけさせた上で卒業生・修了生として、グローバル化をはじめ複雑多様化した社会に送り出すという、本来果たすべき社会的使命と責任を十分に認識する必要。
- また、その責務を果たしていかなければ、社会の信頼を損ない、今回実行される就職・採用活動時期の変更が形骸化し、再び就職・採用活動により大学教育に多大な支障。

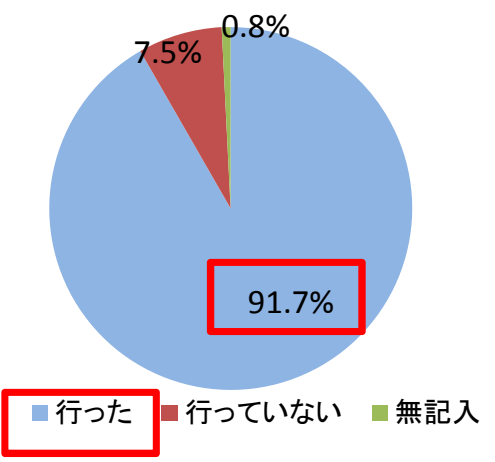
我々に求められるもの

- ・大学改革の着実な実行
- ・学生に不安と混乱が生じないよう、きめ細かく丁寧な対応
⇒ **全教職員が連携・協力し、全学一丸となった対応**

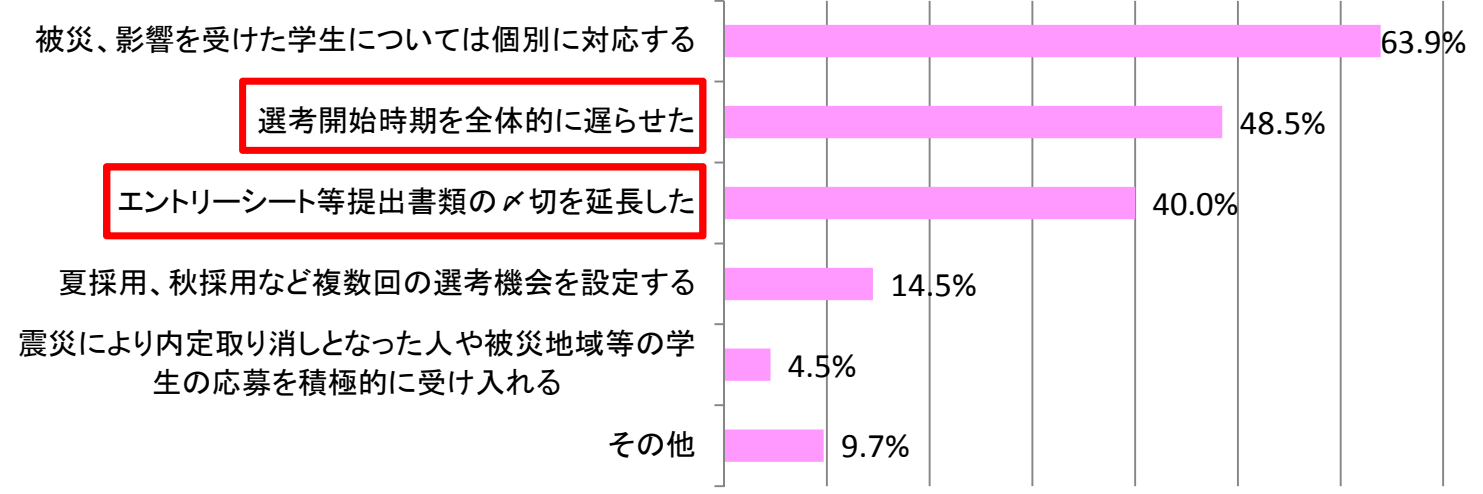
(参考) 東日本大震災の就職活動への影響

企業による被災学生等への配慮

【採用選考活動のスケジュール等の対応】



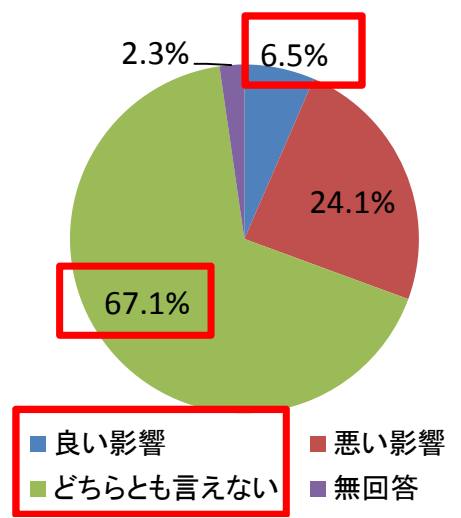
【対応を行った企業の具体的な内容(複数回答)】



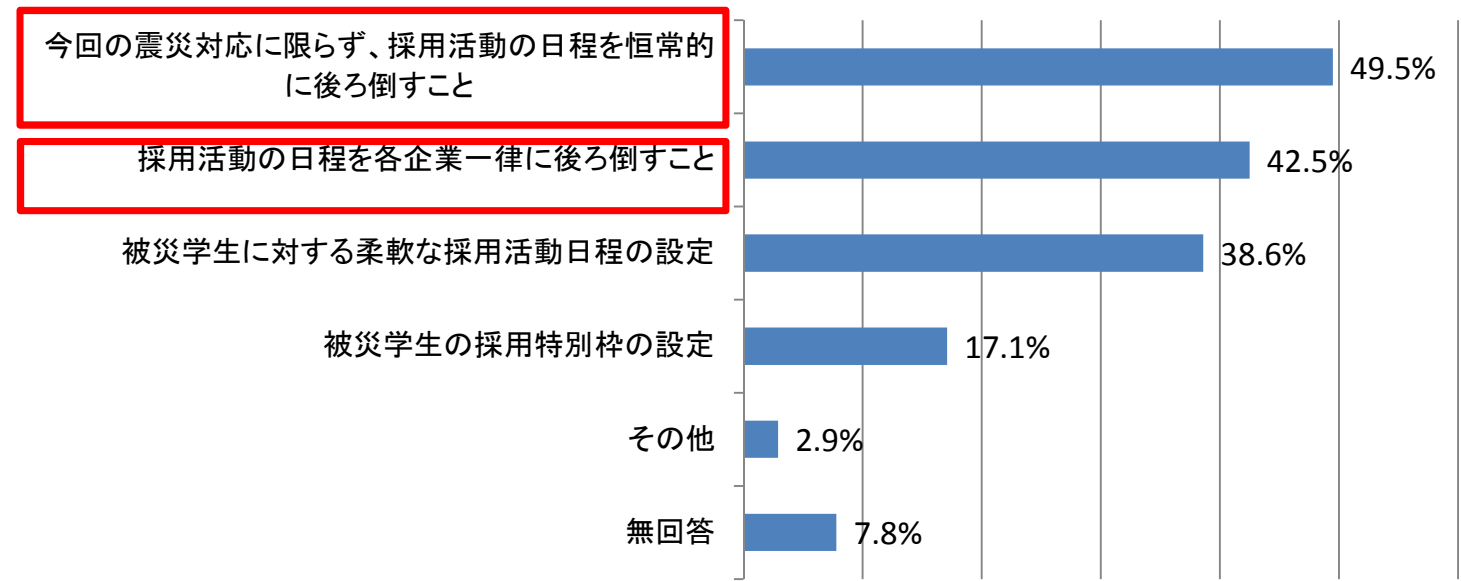
(資料出所) 経団連「新卒採用(2011年3月卒業者)に関するアンケート調査結果」より

大学における就職活動の影響

【震災により、一部の企業が採用活動のスケジュールを後ろ倒しした影響】



【今後の震災対応として企業に望むこと(複数回答)】

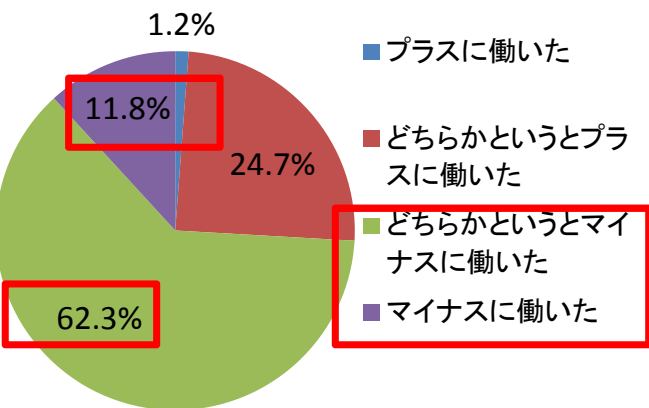


(資料出所) 就職問題懇談会「平成24年度 学生の就職・採用活動に関する調査」結果より

(参考) 就職活動開始を12月に後ろ倒しした影響

企業側

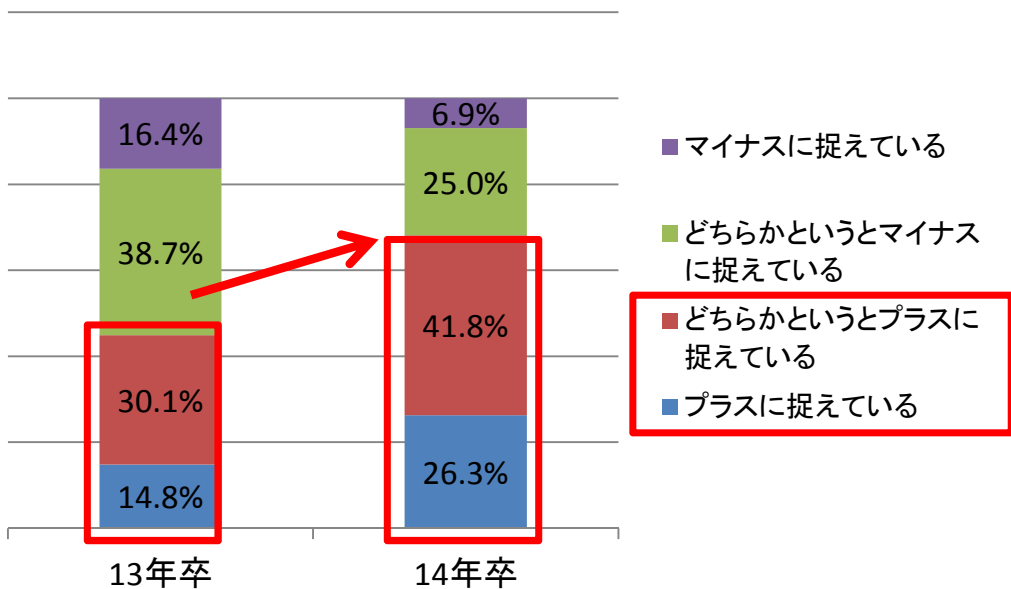
【2ヶ月遅れの採用活動は貴社の採用にどのように影響したか(2013年(平成24年度)卒)】_{100%}



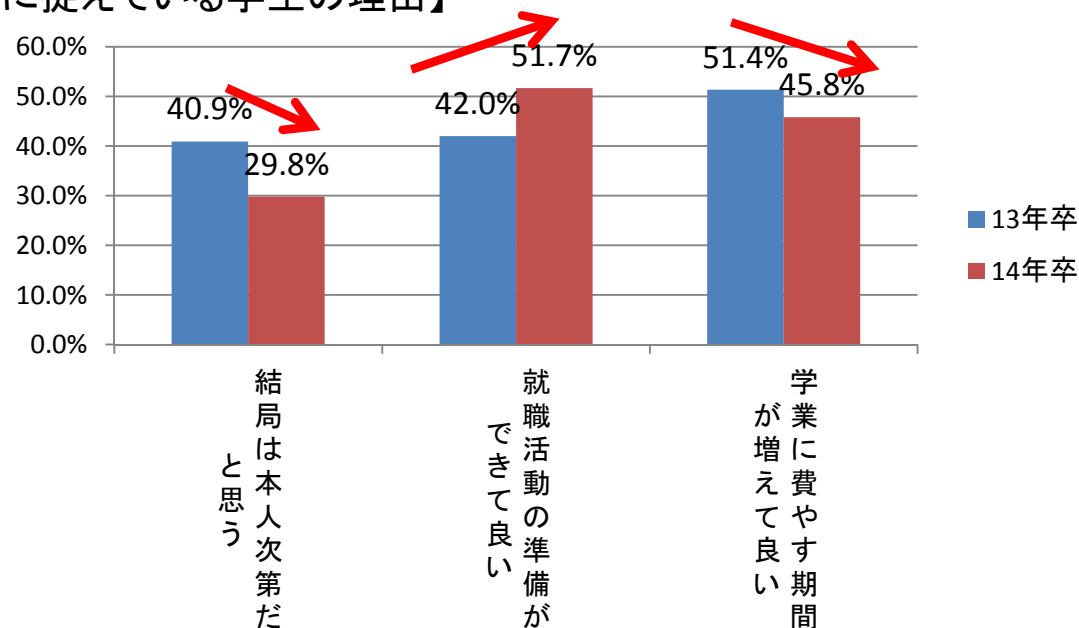
(資料出所) マイナビ調査(2012.5)より

学生側

【12月に後ろ倒しした学生の評価】



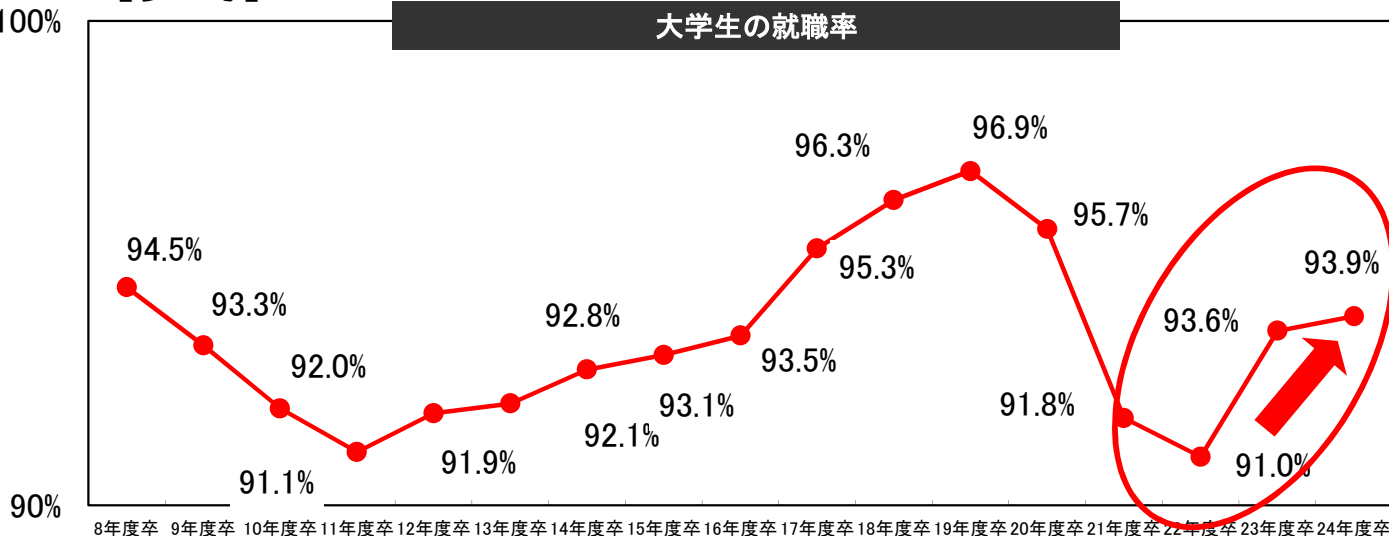
【12月開始をプラスに捉えている学生の理由】



(資料出所) マイナビ調査(2012.11)より

平成24年度卒業者から
 広報活動開始: 卒業・修了前年度の10月→12月
 採用選考活動開始: 卒業・修了年度の4月(変更なし)

【参考】



(資料出所) 文部科学省調査